

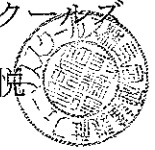
平成22年10月5日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳 殿

株式会社講談社フェーマススクーリング

代表取締役 阿 部 敬 悦



## 回 答 書

当社は貴法人の平成22年9月6日付質問書に対し以下のとおり回答します。

なお、回答に先立ち、貴法人がホームページ上で行った当社に対する名誉侵害、信用毀損の不法行為について以下のとおり申し添えます。

貴法人は平成22年9月1日付の回答書において何ら謝罪することなくたんにホームページ上の記載を変更した旨を回答しました。しかし、貴法人の行為が上記不法行為に該当することは明らかです。よって、当社は貴法人に対し上記記載が当社に対する名誉、信用侵害を構成する不法行為であったことについての謝罪文を貴法人ホームページの冒頭ページ上に本書受領後直ちに1か月間掲載することを要求します。

### 記

#### 1 質問事項1について

当社の役務提供が年単位で為されていることについては、平成22年6月24日付の当社「回答書」（以下「前回答書」という。）第1の2項（7）及び（8）において回答したとおりである。すなわち「（当社の）添削指導を含む上記の給付は、年単位と明記されているもの（自由作品講評、インストラクター直接指導講習）に限らず、全て、当社の毎年度予算策定の過程で考慮され、

実施されるもの」だからである。

## 2 質問事項2について

当社の運営実績は常に変動した数を示す。当社において受講生の入学時期は随時であり、入学者数も月毎及び年毎に大きく変動する。退学についてもその時期及び数は定まらない。したがって、在籍者数及び提出課題数のいずれについても合理的に予測することは困難である。よって、当社は常に受講生に対し提供する給付の質及び量を維持するために過去のデータから最多の在籍者数を前提に中途退学がないものとして人的及び物的施設を整えている。提出課題の添削を必ず1か月以内に返却することを維持するというのはその一例である。かかる意味で在籍者数及び課題提出数の平均値を論ずることは無意味である。

## 3 質問事項3について

給付①はDVD添削・課題添削期間整理券代、設備費及び在籍授業料に対応し、給付②ないし⑬は設備費及び在籍授業料に対応する。当社が受講者に対し行う給付は多岐に亘り添削指導はその一部にすぎない。したがって、当社が行う給付を「添削指導役務付き教材販売契約」と表現するのは著しく正確性に欠けるといわざるを得ない。

## 4 質問事項4について

上記質問は事実誤認に基づく。当社は2010年度から通信教育講座のコース編成と名称を変更した。現行の「クリエイティブ・アート・総合コース」は、2009年度の「クリエイティブ・アート・総合コース スーパー専科」の発展形のコースとして新たに設けられたものである。上記クリエイティブ・アート・総合コースの資料は既に貴法人に送付済みである。その受講料は155万9250円から159万2850円へ改定されたが、これに対応してその内容も自由作品DVD講評が加わるなど充実したものとなった。質問にある88万円のコースとは2009年度の「クリエイティブ・アート・総合コース」であ

る。同コースは上記新コースとは全く内容が異なるうえ、現在受講の受付を停止した。したがって、上記質問は前提事実を取り違えたものであり、受講料を比較すること自体誤りである。

#### 5 質問事項5について

3項にあるとおり、当社が受講生に対し行う給付の全ては設備費と在籍授業料に対応している。したがって、設備費も給付の対価であり在籍授業料と同様の実質を有する。しかし、当社の受講生に対する給付は前回答書記載のとおり多岐に亘っており、労務による人的給付と設備利用という物的給付の二面性が存在する。現に当社は継続して設備の新規投資あるいは更新を行ってきた。したがって、給付の物的属性に着眼してその対価の一部を設備費と観念し、これを徴求することには合理性があると解する。

#### 6 質問事項6について

当社が契約の締結申込を受けるのは常に申込書を受領する方法による。したがって、当社が講評会での勧誘の後当社に連絡のない消費者に架電し「その電話で」契約の締結申込を受けることはない。

当社が講評会後に連絡のない消費者に架電するのは受講意思の確認のためである。架電する者がその際相手方の契約締結の意思形成に影響をあたえる言動を行うことはない。したがって、当社の一連の行為が電話勧誘販売と評される事態は原則として生じない。前回答書における回答は、上記行為が電話勧誘販売に該当することがあることを仮定したものである。

#### 7 質問事項7について

当社はイラストコンテストの応募者に対する講評会の開催に際し、三度に亘り、講評時に当社の事業ないし学校案内をする旨を告知している。

第一は、イラスト・コンテストの募集媒体（雑誌等）である。そこには「本コンテストの審査終了後無料で応募作品の講評と当スクールの学校案内を実施します」と記載している。

第二は、コンテスト応募者に送付する「作品講評会のご案内」と題する書面である。同書面には「講談社フェーマススクールズ（KFS）のご案内をいたします。資料をお渡しいたしますので、ご自宅へお帰りになってからご検討ください。作品講評会へのご参加と受講については関係ありません」と記載している。

第三は、当社営業職員が上記案内の送付後にコンテスト応募者に対し講評会への参加意思の確認と参加する場合の日時を決めるためにかける電話である（但し架電しない場合もある。）。同職員は、架電の際、上記案内と同様に当社の通信講座の案内をする旨を相手方に告知している。

上記関係資料は既に貴法人へ送付済みである。

したがって、当社は上記講評会の開催に際し講評会において受講の勧誘を行うことを告知している。

よって、当社の行為が訪問販売に該当することはあり得ない。

以上